

◆ 熱中症にご注意を ◆

屋外広告物の表示には許可が必要です

(都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「※屋外広告物」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可を受けることが必要です。まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどを含みます。

○主な規制の例

自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）や次の場合は、禁止地域でも表示することができません。

- ・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
 - ・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第1種禁止地域にあつては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合
- ◆屋外広告物は、種類ごとに許

可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続が必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)3347 (直通)

10月は土地月間です

(都市建設課)

10月は、土地に関する様々な普及・啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等

○届出期限

契約締結日から2週間以内

※詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)3347 (直通)

農用地区域からの除外申請受付の一時中断について

(産業課)

町では、平成26年度から平成27年度にかけて、農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。

この計画は、農業の健全な発展や農地の合理的な利用に役立てるための基本計画となるものです。

農地を宅地などに利用する場合、その土地が農用地区域に指定されているときには、農用地からの除外（農振除外）の手続きが必要です。

現在、年3回（2月、6月、10月）受付を行っておりますが、計画策定に伴う関係機関との協議や意見聴取のため、次の期間中農用地区域からの除外申請受付を一時中断します。

○受付中断期間

平成26年11月1日～
平成28年3月31日
平成27年2月、6月、10月、
平成28年2月の受付

※次回申請受付（平成26年10月）

が最終となります。

※関係機関との協議等の進捗状況によっては、見直し完了が予定より遅れることもありま

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

新体力テスト測定会の開催について

(B&G海洋センター)

次の日程にて新体力テスト測定会を開催します。

健康維持の一環として、体力年齢を測ってみませんか。

○日時 9月27日(土)
午前9時～12時

※受付は11時半まで

○場所 B&G海洋センター
1階体育館

○対象者 20歳～79歳

○持ち物 運動靴・タオル

※運動できる格好にてお越しください。

○お問い合わせ

B&G海洋センター

☎(84)3533 (直通)

